銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百十一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十六号中「同条第一項第三号」を「同条第一項第七号」に、「同法第三条第一項第三号」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「第九十五条」の下に「、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項」を加え、同項第三十三号中「同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号」を「同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号」に、「同法第三条第一項第三号及び第九号」を「同項第七号及び第十三号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第三号中「（第一項第五号」を「（第一項第九号」に、「同法第三条第一項第五号」を「同号」に改め、同条第九号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正）

第三条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則第九号中「第三条第一項第九号若しくは第十号」を「第三条第一項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第一項第十号」を「同号」に、「第三条第一項第九号又は第十号」を「第三条第一項第十三号又は第十四号」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第百七十五条」を「第百七十五条第一項」に改め、「、若しくは販売し」を削り、「姦淫（かんいん）する」を「姦（かん）淫する」に改め、同条第四号中「賭博（と）場」を「賭博場」に改め、同条第二十三号中「（第二号」を「（第六号」に、「第一項第六号」を「第一項第十号」に改める。

附　則

この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十五条の二第九号の改正規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

災害救助法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百十二号

災害救助法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の七級の項第七号及び第一一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第一二号中「女子の外貌（ぼう）」を「外貌」に改め、同表九級の項第一五号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第一六号を第一七号とし、第一五号の次に次の一号を加える。

一六　外貌が相当程度醜くなつたもの

別表第五の一二級の項第一四号中「男子の外貌（ぼう）が著しく」を「外貌が」に改め、同項第一五号を削り、同表一四級の項第一〇号を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

電気用品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　直人

御名御璽

平成二十三年七月六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百十三号

電気用品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第一項第一号及び第三号並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号（五四）中「以下」の下に「（電気掃除機にあつては、一・五キロワット以下）」を加える。

別表第二第九号中（一六）を（一八）とし、（一一）から（一五）までを（一三）から（一七）までとし、（一〇）を（一一）とし、（一二）の次に次のように加える。

（一二）	エル・イー・ディー・電灯器具（定格消費電力が一ワット以上のものに限り、防爆型のものを除く。）

別表第二第九号（九）の次に次のように加える。

（一〇）	エル・イー・ディー・ランプ（定格消費電力が一ワット以上のものであつて、一の口金を有するものに限る。）